

総務省統計局が所管する雇用失業統計の調査事項又は集計事項に対する要望等

要望事項	要望の背景、理由、緊急性
<p>総務省労働力調査(基本集計・詳細集計)における「従業上の地位」の説明欄では、現在、臨時雇の人＝「雇用契約期間が1ヶ月以上1年以内の人」等と記載されているが、正確性を期すために「雇用契約期間」の前に「1回の」を加える。</p>	<p>① 近年、非正規労働者の数が就業者全体の3分の1(約1700万人)にまで増加している。その大半は期間の定めのある労働者(有期契約労働者)であるとの指摘もあるところであるが、有期契約労働者の数として把握できるのは、現在、H21年基本集計における、751万人(臨時雇と日雇の合計)となっている(詳細集計では757万人)。1年超の有期契約労働者が含まれていない数値とはいえ、非正規労働者の数(1700万)と比較すると、この数値は過小ではないかとの指摘もあるところである。当該調査項目について回答者が「1回の契約期間」ではなく、「通算の契約期間」と誤解しているとも考えられるため、調査項目の説明欄の内容を正確に記載する必要があると思われる。</p>
<p>総務省労働力調査(基本集計・詳細集計)において、「通算勤続年数」について調査を行う。</p>	<p>② 労働政策を企画・立案するに当たっては、従業上の地位や呼称ごとの勤続期間の状況を把握することが不可欠であるため。(就業構造基本調査では、無期契約労働者と有期契約労働者の区分がなく勤続年数が調査されており、それぞれの実態を詳細に把握することができない。)</p>
<p>総務省労働力調査(基本集計・詳細集計)において、期間の定めのある労働者について、「更新回数」について調査を行う。</p>	<p>③ 近年、非正規労働者数が就業者全体の3分の1(約1700万人)にまで増加しており、こうした者の雇用の安定、公正な待遇等を検討するに当たっては、実態把握が不可欠。非正規労働者のうち大半は期間の定めのある労働者(有期契約労働者)であるとの指摘もあり、当該労働者の勤務実態(契約期間の細切れ化等)を把握する上で、左記調査項目を追加する必要がある。</p>
	<p>&lt;共通する背景等(⑤～⑪)&gt;  「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」において、「総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である」との指摘がなされている。特に、以下のような取組を実施することが重要である。  (i)非正規雇用(不本意型を含む)の雇用形態別雇用者数(男女・年齢別、学歴別など)、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと。</p>
<p>労働力調査において、「契約期間の定めの有無」を把握できるようにする。具体的には、基礎調査票の9の「従業上の地位」について、雇われている人の内訳の区分を、「無期(雇用期間を定めない契約で雇われている者)」「有期-3年以上5年未満(の期間を定めて雇われている者)」「有期-1年以上3年未満(の期間を定めて雇われている者)」「有期-1ヶ月超1年未満(の期間を定めて雇われている者)」「有期-1ヶ月(の期間を定めて雇われている者)」「日雇(日々又は1ヶ月未満の契約で雇われている者)」とする。</p>	<p>⑤ 「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」において、「非正規雇用(不本意型を含む)の雇用形態別雇用者数(男女・年齢別、学歴別など)」について、毎年把握するよう指摘があり、これに対応する必要がある。その中で、非正規労働者の雇用形態の一つとして有期契約があるが、現行の調査の定義では、雇用期間の定めの有無を明確にできないことから、有期契約労働者数を把握できないため。また、労働基準法では、平成15年の改正で、有期労働契約の1回の契約期間の上限を原則1年(例外3年)から原則3年(例外5年)まで延長したため、有期については期間を細分化して把握し、有期の「1ヶ月超1年未満」「1ヶ月」を区分することで、経済センサス等の事業所調査における常用労働者と整合を図ることが可能となる。</p>
<p>就業構造基本調査においても上記⑤と同様に、調査票のA1、C3の「従業上の地位」について、雇われている人の内訳の区分を、「無期(雇用期間を定めない契約で雇われている者)」「有期-3年以上5年未満(の期間を定めて雇われている者)」「有期-1年以上3年未満(の期間を定めて雇われている者)」「有期-1ヶ月超1年未満(の期間を定めて雇われている者)」「有期-1ヶ月(の期間を定めて雇われている者)」「日雇(日々又は1ヶ月未満の契約で雇われている者)」とする。</p>	<p>⑥ (上記⑤と同じ)</p>

<p>労働力調査において、(1)事業所で働く一般の労働者に比べて所定労働時間が短いかな否か、(2)派遣労働者であるかな否か、の質問を追加する。</p>	<p>⑦ 「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」において、「非正規雇用(不本意型を含む)の雇用形態別雇用者数(男女・年齢別、学歴別など)」について、毎年把握するよう指摘があり、これに対応する必要がある。  その中で、非正規労働者の雇用形態の一つとして短時間労働者があるが、パートタイム労働法においては、短時間労働者を「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者のそれより短い労働者」と定義して同法に基づく施策の対象としているところ、現行の調査項目では、当該短時間労働者数を把握できないため。</p>
<p>就業構造基本調査においても上記⑦と同様に、(1)事業所で働く一般の労働者に比べて所定労働時間が短いかな否か、(2)派遣労働者であるかな否か、の質問を追加する。</p>	<p>⑧ (上記⑦と同じ)</p>
<p>労働力調査において、本意就業・不本意就業の別を把握できるようにする。  具体的には、労働力調査特定調査票の項目に本意就業・不本意就業に関する項目(就業構造基本調査票A7及びA7の4と同様の問)を追加する。</p>	<p>⑨ 「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」において、「非正規雇用(不本意型を含む)の雇用形態別雇用者数(男女・年齢別、学歴別など)」について、毎年把握するよう指摘があり、これに対応するため。  非正規労働者の雇用対策に関する施策を検討する上で、必要且つ重要な指標であるため。</p>
<p>労働力調査年報の年間詳細集計のうちⅡ-B-第2表について、上記⑤・⑦・⑨を併せてクロス集計(全産業計)する。</p>	<p>⑩ 「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」において、「非正規雇用(不本意型を含む)の雇用形態別雇用者数(男女・年齢別、学歴別など)」について、毎年把握するよう指摘があり、これに対応するため。  非正規労働者の雇用対策に関する施策を検討する上で、必要且つ重要な指標であるため。</p>
<p>労働力調査の年間詳細集計において、雇用形態別×男女別×年齢別×配偶関係のクロス集計を追加する。</p>	<p>⑪ 現行の調査の集計では、年齢別×配偶関係をクロス集計したものがない。  非正規労働者は正規労働者に比べ未婚率が高いと言われており、このことは非正規労働者の処遇の低さと関連し、ひいては少子化問題にもつながる社会的問題であることから、その実態について詳細に把握する必要がある。  非正規労働者の雇用対策に関する施策を検討する上で、必要且つ重要な指標であるため。</p>
<p>労働力調査における農林・非農林業の週間就業時間別就業者数について、「20～29時間」の区分を設けてほしい。</p>	<p>⑫ 障害者の雇用の促進等に関する法律における短時間労働者については、週所定労働時間20時間以上30時間未満の者としており、同法第43条第2項に規定する障害者雇用率の見直しに当たっては、同法上の短時間労働者の数についても参考とする必要があるため。  なお、障害者雇用率の見直しについては「少なくとも5年ごと」と同条同項において規定されている。</p>
<p>勤め先・業主などの企業全体の従業者数について、従業者規模を区分を分けたマーク方式ではなく、具体的な数値を記入する方法で調査してほしい。</p>	<p>⑬ 現行の障害者雇用率(1.8%)の下では、障害者を1人雇用する義務がある事業主の従業員規模が56人となっており、統計値として「55人以下」及び「56人以上」の従業員規模の農林・非農林業雇用者の週間就業時間別就業者数の統計値が必要となるため。  また、障害者雇用率は「少なくとも5年ごと」に見直しを行っており、障害者雇用率の値によって、前述の障害者を1人雇用する義務がある事業主の従業者規模も変動することから、今後の見直しにも対応できるようにするため。</p>
<p>就業構造基本調査、労働力調査において、日雇いの人に対しては、前2か月にそれぞれ同一の事業所に雇われていたかを調査する。</p>	<p>⑭ 日雇いの人に「前2月にそれぞれ同一事業所に18日以上雇われたか」を調査することで、現在の就業構造基本調査の時系列接続を維持しつつ経済センサス等の事業所調査における常用労働者と整合を図ることが可能となるため。</p>